

老人短期入所施設かるが利用料金表(特定予防給付)

令和 3年 4月 1日 改定

	利用者負担段階	要支援1	要支援2
①併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(1割自己負担分)	共通	523円	649円
②サービス提供体制強化加算Ⅱ(1割自己負担分)	〃	18円	
③居住費(実費負担分) Aタイプ(海側)・Bタイプ(山側)	第2段階	Aタイプ・Bタイプ 820円/日額	
	第3段階	Aタイプ・Bタイプ 1,310円/日額	
④食費(実費負担分)	第2段階	朝食360円/昼食840円(おやつ代を含む)/夕食450円 ※食費は一食ごとに計算させていただきます。一日にお支払い頂く金額は390円が上限となります。	
	第3段階	朝食360円/昼食840円(おやつ代を含む)/夕食450円 ※食費は一食ごとに計算させていただきます。一日にお支払い頂く金額は650円が上限となります。	
⑤送迎加算(1割自己負担分)	共通	184円/片道 <small>※通常の事業実施地域以外の地域にする利用者に対して行う送迎の場合は、通常の実施地域を越えた地点から1kmあたり50円別途必要となります。</small>	
⑥療養食加算(1割自己負担分)	〃	8円/1食 ※1日につき3食を限度として	
⑦電気代(実費負担分)	〃	50円/日額 ※居室において個人占有の電気器具を使用する場合。	
⑧テレビリース代(実費負担分)	〃	50円/日額 ※電気代は別途必要となります。	
⑨その他(実費負担分)	〃	利用者個人でご使用になる日常生活品(歯ブラシ・化粧品等)・利用者の選択するクラブ活動の材料費等・理美容代は実費とします。 通常のサービス提供以外に必要な費用は実費とします。	
⑩介護職員処遇改善加算Ⅰ(1割自己負担分)	〃	上記介護保険給付対象部分①～②及び⑤～⑥の1割自己負担分を合計したものに8.3%を乗じた金額	
⑪介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1割自己負担分)	〃	上記介護保険給付対象部分①～②及び⑤～⑥の1割自己負担分を合計したものに2.7%を乗じた金額	

※①～④は毎日必要となる基本的な費用です。⑤～⑨は必要時及び希望時に必要となる費用です。⑩⑪は加算部分の日額に応じて変動する費用です。

※区分支給額を超過するなど保険給付対象外となる場合は、食費は実費負担、居住費は2,006円/日額になります。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%が上乗せされます。

基本費用合計(標準モデル金額)		要支援1	要支援2
ご利用者自己負担額計 ①～④+⑩⑪(日額) Aタイプ(海側)/Bタイプ(山側)	第2段階	A・Bタイプ 1,751円+⑩⑪	A・Bタイプ 1,877円+⑩⑪
	第3段階	A・Bタイプ 2,501円+⑩⑪	A・Bタイプ 2,627円+⑩⑪

※ショートステイは要介護又は要支援の認定を受けた方が対象となります。